

臨時特例企業税に係る訴訟の判決について

平成20年3月21日
総務企画常任委員会
調査会資料

1 臨時特例企業税の概要

(1) 創設の趣旨

本県独自の法定外普通税である臨時特例企業税は、都道府県の基幹税目である法人事業税が、行政サービスの対価としての応益的な性格を有する税でありながら、原則として所得を課税標準としているため、行政サービスとの受益関係が税負担に的確に反映されず、税収も不安定なものとなっていたことを踏まえ、法人課税における負担の公平と税収の安定化を図る観点から、外形標準課税が導入されるまでの当分の間の措置として創設したものである。

(2) 課税対象

当期利益が黒字で、欠損金の繰越控除（所得の計算上、過去の欠損金を繰り越して控除できる仕組み）を適用した資本金5億円以上の法人を対象に、繰越欠損金の額に相当する所得を課税標準として課税するものである。

(3) 主な経緯

平成13年2月県議会定例会において、条例の制定について御議決いただき、平成13年6月22日に法定外普通税の新設に係る総務大臣の同意を得て、同年8月1日から施行した。

その後、法人事業税に外形標準課税が一部導入されたことを踏まえ、税率を3%から2%に引き下げるとともに、外形標準課税が導入された事業年度において生じた欠損金額については臨時特例企業税の課税対象としない特例措置を講じ、あわせて、条例の有効期限を平成21年3月31日とする条例改正案を平成16年2月県議会定例会に提出し、御議決いただいた。

2 訴訟に至る経緯

いすゞ自動車株式会社は、平成16年3月期及び平成17年3月期の臨時特例企業税を申告納付したが、その後、同税の根拠である神奈川県臨時特例企業税条例は無効であり、納付する必要はなかったとして、申告内容の更正を請求した。

これに対し、処分庁（川崎県税事務所長）が更正すべき理由がない旨の通知処分を行ったところ、平成17年10月25日、神奈川県を被告として、条例が無効であることを理由に、納付税額約19億4,000万円の返還を求める訴えが横浜地方裁判所に提起されたものである。

3 判決の内容

平成20年3月19日に、次のとおり判決が言い渡された。

(1) 結論

神奈川県臨時特例企業税条例は、地方税法の規定に反し、違法・無効であり、これに基づく臨時特例企業税の課税処分も無効であるから、県は、いすゞ自動車株式会社に対し、次の各金員を還付すべきである。

ア 平成15年度分の臨時特例企業税の額（延滞金の額を含む。）13億1,481万2,600円

イ 平成16年度分の臨時特例企業税の額（延滞金の額を含む。）6億6,437万9,700円

ウ ア及びイに対する還付加算金

(2) 理由の要旨

- ア 法定外税の創設により、法人事業税等の法定税に係る地方税法の規定の趣旨に反する課税をすることは許されない。
- イ 神奈川県臨時特例企業税条例の内容やその制定経緯に照らせば、臨時特例企業税は、実質的には、法人事業税における欠損金額の繰越控除のうち一定割合についてその控除を遮断し、その遮断した部分に相当する額を課税標準として、法人事業税に相当する性質の課税をするものである。
- ウ 臨時特例企業税の課税により、法人事業税における欠損金額の繰越控除を全国一律に適用すべきものとして定める地方税法の規定の目的及び効果は、阻害されることとなる。
- エ そうすると、法定外税である臨時特例企業税の課税は、法人事業税について欠損金額の繰越控除を定めた地方税法の規定の趣旨に反し、違法である。そして、これを定める神奈川県臨時特例企業税条例は、違法・無効であり、同条例に基づく臨時特例企業税の課税処分も無効である。

4 今後の方針

(1) 判決の評価

本県としては、

- ア 地方税法上、法定外普通税は、法人事業税とは別の制度として並列対等に規定されており、法人事業税に関する規定は、法定外普通税には適用されず、
- イ 臨時特例企業税は、総務大臣の同意を得るなど、地方税法の法定外普通税に関する規定に従い創設したものであるから、適法性は、その中で判断されていると考えており、さらに、判決は、地方団体による課税自主権の積極的な活用を阻害し、地方分権改革の流れに逆行するものであるから、到底認めることはできない。

(2) 今後の対応

速やかに控訴したいと考えている。

臨時特例企業税のイメージ図

